

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宇佐市	西大堀地区	令和3年3月22日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	69.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	52.4ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計(法人は除く)	0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	12.5ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

西大堀地区の担い手は、認定農業者の法人が主になっている。今後も、法人の経営体に農地を集積・集約化し、そこに青年就農者(地域の若い人)を確保して、法人の経営体を活性化することが課題である。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

西大堀集落の水田利用は基本的には、現在主に耕作している認定農業者法人に集約している。今後も、西大堀の水田利用は、人・農地プランに記載されている中心経営体の担い手に、耕作者と地権者と協議しながら集約していく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農法	A	米・麦・大豆等	34.9 ha	米・麦・大豆等	34.9 ha	
認農法	B	米・麦・大豆等	17.5 ha	米・麦・大豆等	30.0 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	2人		52.4 ha		64.9 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

アンケート結果では、農地の貸付意向の土地はないとのこと。今後については、高齢化により農業を辞める方が増えてくると思われるので、地区の総会等で農地の貸付け意向の確認を行う。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、利用権設定を行う際には、原則として、農地中間管理機構を活用していく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

水路が老朽化しており改修を検討する必要がある。また、他の基盤整備事業にも地区として農業の生産効率向上のため取組む必要があるか検討していく。

新規・特産化作物の導入方針

米、麦等の土地利用型作物が主になっている。今後、水稻の価格が低下することが予想されるので、水田を畑地化して新たな園芸作目の導入も検討していく。